

特記仕様書

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（令和8年2月滋賀県土木交通部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 その他特記事項

（関連する業務との調整）

現在、以下の業務を別途実施中であり、業務の遂行に際しては、監督職員との連絡調整を密に行うこと。

業務名：令和7年度 第905-1号 名神名阪連絡道路 整備分析業務委託

期 間：令和8年2月上旬～令和8年11月11日

業務内容：整備効果分析、経済波及効果分析

業務名：令和7年度 第905-2号 名神名阪連絡道路 交通量推計業務委託

期 間：令和8年3月中旬～令和8年12月中旬

業務内容：交通量推計、交通流動解析

（設計変更等）

設計変更等については、契約書第17条から第23条および共通仕様書第1121条から第1124条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事および設計業務等における契約等ガイドライン集」によることとする。
なお、「土木設計業務等変更ガイドライン」5.（4）に記載のとおり、業務途中において、正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合については原則として設計変更の対象としない。

第3条 共通仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

第1108条 照査技術者及び照査の実施

本業務は、照査技術者により照査を行うものである。

第1108条の2 技術者の資格要件等

管理技術者および照査技術者は、「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要

件（平成30年3月26日改正）」で（土木交通部関係）の業務Aに対応する技術者（道路部門）を配置すること。

第1111条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ5回、成果物納入時の計7回を行うものとする。ただし、中間打合せは、監督職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは管理技術者が立ち会うものとする。

打合せは面談を基本とするが、監督職員と協議の上、WEB会議、TV会議等（以下、「WEB会議等」という。）を利用することもできるものとする。なお、WEB会議等は、旅費交通費を計上しないものとし、打合せに要する旅費交通費は、当初設計金額よりも安価となる場合は設計変更の対象とする。

第1112条 業務計画書

受注者は、業務計画書の作成にあたり、「その他」の事項として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を記載するものとする。

第1113条 資料の貸与および返却

貸与する資料等は、次のとおりとする。

| 資料等の名称 | 単位 | 数量 | 貸与場所 | 摘要 |
|--|----|----|------------|----|
| 現況・将来OD表（H27センサスペースR220D表） | 式 | 1 | 電子データによる貸与 | |
| 令和4年度 第903-1号 滋賀県道路交通量推計調査業務委託 | 式 | 1 | 電子データによる貸与 | |
| 令和6年度 第903-2号 竜王IC周辺における交通需要予測他業務委託 | 式 | 1 | 電子データによる貸与 | |

第1117条 成果物の提出

本業務は電子納品対象業務である。業務の過程で作成した資料を全て提出すること。なお、本業務では電子媒体の成果物とは別に、以下のとおり紙媒体で提出するものとする。

- ・ 業務報告書 3部（公開用成果品1部含む）

第6編 道路編

第3章 道路網・路線計画

第6304条 道路網・路線計画

1. 業務目的

県内全域を対象に、国道1号、8号および161号の直轄国道や大津能登川長浜線などの開通後の状況を踏まえ、地域経済や道路交通の課題を整理し、道路網検討を行う。

2. 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

(1) 計画準備

業務の目的・趣旨を十分把握し、業務内容を確認のうえ、業務概要、実施体制、実施工程、打ち合わせ計画、照査計画などを記載した業務計画書を作成する。

(2) 道路網検討

ア) 道路交通分析

県内全域を対象に社会経済状況や各市町の都市計画、まちづくり構想などを整理するとともに、令和7年度の現況道路ネットワークと新広域道路交通計画に位置付けている路線や「今後のネットワーク整備に向けた検討」路線（滋賀県道路整備アクションプログラム2023掲載）などの構想路線および事業化路線を反映した将来道路ネットワークを将来交通量推計で比較した上で、渋滞状況や交通流動状況などを分析する。また、市町の構想路線や大規模開発等、将来の計画を考慮し渋滞による経済損失といった経済的な視点で課題を分析する。なお、課題整理の過程で作成した将来交通量推計の成果やシステムデータも全て納品すること。

イ) 事業化の実現性検証

「今後のネットワーク整備に向けた検討」路線のうち、広域的な幹線道路となる下記2路線の事業化の実現性を検証する。

①（仮称）野洲竜王湖南広域幹線道路

滋賀県道路整備アクションプログラム2023掲載区間に加えて湖岸から名神名阪連絡道路までの区間において、経済効果が高いルートを検討し、事業化の実現性を検証する。併せて、段階的な整備を踏まえ、最も効果が得られる整備順序を選定する。

②（仮称）長浜北部横断幹線道路

琵琶湖西縦貫道路や国道8号、303号さらには国道161号、365号と一体となった広域的な視点で、事業化の実現性を検証する。

(3) 照査

本業務における基本事項の照査は、業務の節目ごとに照査技術者が実施するものとする。また、節目ごとに作成した資料は、共通仕様書第1108条第4項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

(5) 公開用成果品の作成

本業務は、公開用成果品の作成対象業務とする。成果品の作成にあたって、個人情報等の公開すべきでない情報については、調査職員との協議に基づきマスキング措置を行い、公開用成果品を別途とりまとめること。

なお、公開用成果品は最終成果の電子データ内に別データとしてとりまとめること。

その他

- ・適用基準書については、下記のとおりとする。
令和7年度版 設計業務等標準積算基準書（国土交通省大臣官房技術調査課監修 一般財団法人経済調査会発行）
令和7年度 設計業務等標準積算基準書（滋賀県土木交通部）
令和7年度 設計業務等標準積算基準書（参考資料）（滋賀県土木交通部）
- ・電子成果品作成費については、その他の設計業務の計算式により算出すること。
- ・公開用成果品の作成費については、上記基準書により算出すること。
- ・旅費交通費については「旅費交通費の率を用いた積算」の「土木設計業務」により算出すること。
- ・報告書作成費（印刷製本費）については、「道路設計」の率により算出。提出部数は3部とする。
- ・成果物は、チューブファイル綴じの報告書と大判図面、縮小版製本図面、電子データを収録したCDを金文字箱に収め、合計3部（公開用成果品1部含む）を納品する。
- ・本業務は、電子納品対象業務とする。
- ・本業における疑義の生じた事項については監督職員と協議の上、決定する。

■ 広域道路ネットワーク計画図(滋賀県)

業務範囲：県内一円

